

「最終避難所は事故後7日の間に決まればよい」



→これでは住民の安全は守れない

「住民説明会は知事が国に常々求めている」

2月12日、高浜3・4号の再稼働、避難計画に関し、滋賀県への申し入れを行いました。滋賀6名、大阪4名、京都2名、兵庫1名の13名が参加しました。防災危機管理局原子力防災室の奈須野主査が対応しました。

この日の午前中、原子力規制委員会は、約3600件のパブリックコメントに耳を傾けることもなく、高浜3・4号の審査書を確定しました。申し入れでは冒頭、安全性問題に対し、何らの対応しないまま審査書を確定したことを指摘し、質問・要望書^{*1}を提出しました。



2月3日の高島市申し入れでは、最終避難所が決まっていないことや、危険区域に避難所がある問題等に関し、高島市の真剣な姿勢が伝わってきました。しかし、滋賀県からは、これらに主体的に対応しようという姿勢は全く感じられませんでした。一方、滋賀県として、要援護者の避難手段が不足していること等避難計画にはまだ実効性はなく、実効性ある避難計画が再稼働前に確立されるべきと考えていることは分かりました。また、住民説明会については、住民への説明を国に常々求めており、その姿勢は変わっていないことを確認できました。

◆「滋賀県は浴びる放射線量が小さいから、最終避難所は事故後に決めればよい」

高島・長浜両市民の大阪府内の最終避難所が決まっていない問題については、「目標として最終避難所を決めることは大阪府と合意している。しかし、いつまでに決定するのか滋賀県から期限を提示しておらず、未定」と回答。最終避難所が決まる目途も立っていないにもかかわらず、「拠点避難所が決まってさえいれば、被ばくを最小限にするため滋賀県から逃れるという目的は一定達せられる。そのため最終避難所が決まっていなくても、避難計画に実効性が無いとはいえない」と、驚くような答えでした。

また、「最終避難所が事前に決まっていなくても、滋賀県は浴びる線量が小さいと想定されるので、避難指示後7日間で最終避難所が決まればよい」と、1月29日の大阪府への申し入れで、府が答えたのと同じ考え方を示しました。

例えば、高島市民約1万人は、「拠点避難所」となっている鶴見緑地公園等にまず避難することになっていますが、その先の最終避難所が決まっていないのです。広い公園で待機せよということになってしまいます。

^{*1} 高浜原発3・4号再稼働、事故時の避難計等に関する質問・要望書

http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/sigapref_q_yobo20150210.pdf

何故決まらないのか聞くと、「大阪府内の自治体の事情があり、大阪府側の問題。滋賀県は説明する立場に無い」として答えませんでした。また、「大阪市が受け入れるのだから、大阪市の



責任でやらしてもらわない」とも。滋賀県民に対して、どのような事情があつて決まっていないのか説明する義務があるのではないかと問いましたが、「これ以上は答えない」と言うだけでした。

何年もかけて決まらないものが7日間で決まるのかと聞くと、根拠も無く「決めるんです」と。

高島市は「最終避難所まで明記することを滋賀県には要望している。即時避難を考えると最終避難所が決まっていないのは困る」と言っていました。しかし、滋賀県は「高島市の意見は聞いている」としながら、完全に大阪府任せの状態で、滋賀県の方から主体的に働きかけ調整していく姿勢は全くありませんでした。

◆「危険区域にある避難所を使うなどは言いにくい」

危険区域にある避難所の見直しについては、「大阪府には受け入れを無理にお願いしているので、適切に取り計らってくれとしか言えない。危険区域にある避難所を使うなどは言いにくい」と。この問題についても、全く大阪府任せで、住民の安全を守るという姿勢からはほど遠いものでした。

◆「要援護者の県外避難計画はまだ手を付けることもできていない」

要援護者の広域避難計画については、「要援護者の県内避難の計画について検討しているところなので、県外避難にはまだ手が付けられていない」と回答。何もできていないことが分かりました。また、「滋賀県も、京都府と同様、避難手段の確保が難しいとの認識を持っており、国に支援を求めている」ということでした。

◆「実効性ある避難計画の確立が再稼働の前提」

安全協定については、「再稼働にあたってはきちんとした防護体制を敷くべきであり、そのために関電と情報連絡体制の連携強化が必要。安全協定は必要不可欠な重要なツールである。高浜原発については、安全協定自体を締結できていないので、まず締結することが課題。立地自治体並みの協定については、今、滋賀県は話をする状況にない」と回答。関西広域連合の昨年12月25日の国への申し入れ書では、立地自治体並みの安全協定締結を求めています。滋賀県もこれに同意しているのではないかと問うと、「広域連合の一つの自治体である滋賀県としては、今は立地自治体並みで締結することは求めている」と繰り返しました。

再稼働にあたって、滋賀県の同意が必要と表明することについては、「同意以前の問題として、国には、滋賀県に審査結果の説明をするようにと言っている」と述べ、説明を求めるとの考えは示しましたが、同意の必要性については回答を避けました。

実効性ある避難計画のない下での再稼働については、「知事は常々、安全協定締結なしに、また、実効性ある避難計画の策定について国が示さないことには再稼働を容認できる環境に無いと言っている」、「広域の避難計画も含めて実効性ある防護体制が、再稼働の前に確立されるべきと常々知事は言っている」と回答。また、「知事は常々、福祉車両や、避難用の一般のバスの

台数の確保について、国がもっと強力に支援しないと実効性ある避難計画は作れないと言っている」とも述べました。以上のことから、滋賀県として、避難計画にはまだ実効性が無いという認識であること、再稼動の前に、実効性ある避難計画を確立すべきとの考えであることが確認できました。

◆「知事は国に対し、住民に説明するように常々求めている」

規制委員会に対し、住民説明会開催を求めることについては、「審査結果について自治体や住民に説明すべきということは申し入れもしており、知事が常々求めている。その姿勢は変わっていない」、「プルサーマルも含め、どのような審査の結果、設置変更許可申請を認めたのか説明すべき」と。市民側は、2月5日に綾部市が要請したように、審査内容に関する住民説明会の開催を改めて規制委員会に要請するように求めました。また、国が一方的に説明するのではなく、住民の意見がしっかり出せる説明会にすべきではないかと問うと「そのように国に言う」と答えました。

最後に、福島原発事故で滋賀に避難されている母親から「福島原発から200km離れた千葉県から避難してきました。そこは国が指定しているホットスポットで、本当に汚染地帯です。200kmでも、チェルノブイリに当てはめれば人が住めないレベルに汚染されているのに、30km圏内の避難計画の話しかしていないことに非常に違和感を抱く」との訴えがありました。

最終避難所を確定すること、危険区域にある施設を見直すことなどに関し、高島市の姿勢と滋賀県・大阪府の姿勢には大きなギャップを感じました。高島市の要望を真摯に受け止めて最終避難所の確定等を行うこと、また、実効性ある避難計画のないもとで再稼動を容認しないこと、審査書確定を受け、住民説明会の開催を正式に要請し具体化することを、滋賀県、大阪府等に対し、引き続き強く求めていきましょう。

2015年2月20日

避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同